

# 情報公開審査会における「捜査費内部調査文書に係る公文書一部公開決定処分に対する審査請求事案」の答申について（概要）

平18. 8. 30

## 1 審査請求の内容

- (1) 対象公文書  
警察本部が平成16年10月から3ヶ月間にわたり実施した捜査費内部調査に関する文書
- (2) 請求に係る処分  
大分県警察本部長が行った公文書一部公開決定  
非公開事由  
情報公開条例第7条 第1号（個人情報）  
第3号（公共の安全等情報）  
第5号（事務事業情報）
- (3) 請求の趣旨  
(2)の処分を取り消すとの決定

## 2 争点

- (1) 条例第7条第1号（個人情報）該当性  
ア 警部補以下の警察職員の氏名を非公開とするのは、非公開情報である個人情報から「公務員の職務情報」を除外している趣旨に反し違法ではないか。  
イ 退職者といえども、内部調査を受ける立場での情報は私的領域における行為とは認められず、公開が個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないのではないか。
- (2) 条例第7条第3号（公共の安全等情報）該当性  
捜査費の個別支出について、公開することが捜査活動に支障を及ぼすことの客観的理由が具体的に説明されない限り非公開は違法というべきではないか。
- (3) 条例第7条第5号（事務事業情報）該当性  
この種の調査は、定期的な監査等とは異なり、問題が起きる度に異なる方法で行うのが確実であり、その事務事業の性質からすると、公開が将来の正確な事実の把握を困難にすると考えにくいのではないか。

## 3 情報公開審査会での答申概要

実施機関、審査請求人の双方からの意見聴取を行ったうえで、インカメラ審理を行い、以下のとおり答申を決定した。

- (1) 結論  
別添「諮問第45号：「捜査費内部調査文書」答申概要」記載のとおり
- (2) 理由  
ア 条例第7条第1号（個人情報）該当性  
実施機関が非公開とした以下の部分は、いずれも個人識別情報に該当する。
  - ① 退職者の氏名、役職、経歴及び勤務先の記載部分
  - ② 警部補以下の警察職員の氏名が特定される記載部分
  - ③ 協力者の氏名の記載部分また、警部補以下の警察職員の氏名について、直接被疑者等と対峙して警察権限を執行する業務の特殊性から、報復等の危害が及ぶおそれがあるという理由により非公開とするのは、合理的で許容される限度内のものである。
- イ 条例第7条第3号（公共の安全等情報）該当性  
実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分について、以下のとおり判断した。
  - ① 特定の捜査員が識別される記載部分  
当該捜査員が捜査に携わっている事実が明らかとなり、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。
  - ② 捜査費の支払い金額、期間、件数の記載部分  
捜査員の個別執行に係る金額、執行件数が明らかとなり、捜査活動に支障を及ぼすおそれがある。
  - ③ 捜査費の個別執行の記載部分  
一律に全体を非公開にすべきではなく、それぞれの記載内容を個別に吟味して捜査活動への支障の有無を判断した。  
まず、捜査費の個別執行について回答した部分については、捜査活動を費用面から具体的に表すものであり捜査活動に支障を及ぼすおそれがあると認められる。その一方で、捜査費の支出に関する一般的な手順や適正な執行状況について回答した部分は、捜査活動に支障を及ぼすとは認められない。
- ウ 条例第7条第5号（事務事業情報）該当性  
実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分について、以下のとおり判断した。
  - ① 調査対象者の記載部分、あるいは調査対象者が推認される記載部分

一般的に、事実解明の調査を行う場合、調査対象者名やその回答内容の公表を前提とせず、任意の協力を得て実施したのであれば、その調査対象者名を公にした場合、将来同種の調査事務に支障を及ぼすと認められる。

② 調査確認者の記載部分

元々調査する立場にある者が当然の業務として捜査費の執行調査を行ったに過ぎず、非難に値するものでもなく、批判に耐え得るものであり、公にしても支障を及ぼすおそれはないと認められる。

③ 調査対象者の回答内容の記載部分

調査対象者の回答内容を個別に吟味して事務事業活動への支障の有無を判断した。

まず、発言者固有の行為や意見、心情、評価等が記載されていれば、これを公にした場合、調査機関に対する不信が生じ、将来同種の調査事務に支障を及ぼすおそれがあると認められる。その一方で、回答者の個人識別情報を非公開とした上で、単に定型的で簡易な回答内容については、公にしたとしても、将来同種の調査事務に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

諮問第45号：「捜査費内部調査文書」答申概要

公文書名		実施機関が非公開とした部分と非公開事由			審査会の判断 凡例 { ○：非公開事由該当性あり ×：非公開事由該当性なし }	
		非公開とした部分		非公開事由適用条項 (条例第7条関係) ※凡例参照		
1	調査結果に関する報告書	①	「2 調査対象(3)調査対象者イ内訳」欄 (捜査費執行の捜査員に関する記載部分)	3号	×	
		②	「5 調査結果」の文中、調査対象者の回答内容の記載部分	5号	×	
2	確認状況記録一覧表	①	「場所」欄の一部 個人が識別されるもの	1号	一部× (退職者・警部補以下の部分のみ○)	
			捜査員が推認されるもの	3号	○	
			調査対象者が推認されるもの	5号	○	
		②	「被確認者」欄	退職者、警部補以下職員	1号	○
				捜査員	3号	○
				調査対象者	5号	○
③	「確認者」欄	5号	×			
④	「確認内容」欄	3号	一部×			
⑤	「回答内容(骨子)」欄	3号 5号	3号一部×、5号一部× (5号については、役職の部分のみ○)			
3	確認状況記録	①	「確認場所」欄の一部 個人が識別されるもの	1号	一部× (退職者・警部補以下の部分のみ○)	
			捜査員が推認されるもの	3号	○	
			調査対象者が推認されるもの	5号	○	
		②	「対象者職・氏名」欄	退職者、警部補以下職員	1号	○
				捜査員	3号	○
				調査対象者	5号	○
		③	「確認者職・氏名」欄	5号	×	
④	「確認状況」欄の一部	氏名、役職、経歴等の記載部分 (対象者の回答部分におけるものも含む)		1号一部×、3号○、5号○ (1号については、退職者・警部補以下の部分のみ○)		
		対象者の「警備第一課」在任に関する記載部分	1号	1号×、3号×、5号×		
		確認者の質問とこれに付随する記載部分	3号 5号	5号×		
		捜査費の執行期間、件数、金額に関する記載部分		3号○		

			対象者の回答に関する記載部分		3号一部×、5号×
4	捜査員別国費 捜査費執行状 況 (警備第一課、 H11.12年度)	①	すべての記載項目	3号	○
		②	「捜査員名」欄	1号	○
		③	「協力者氏名」欄	1号	○
5	国費捜査費執 行状況 (警備第一課、 H11.12年度)	①	すべての記載項目	3号	○
		②	「捜査員名」欄	1号	○
		③	「協力者氏名」欄	1号	○

※凡例 1号～個人識別情報、3号～公共の安全等情報、5号～事務事業情報

答申32号  
(諮問第45号)

## 答 申

### 第1 審査会の結論

大分県警察本部長（以下「実施機関」という。）が、平成17年4月25日付けで行った公文書一部公開決定について、別表の「公開すべき部分」は公開すべきであるが、その余の判断は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経緯

#### 1 公文書の公開請求

平成17年4月20日、審査請求人は、大分県情報公開条例（平成12年大分県条例第47号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、「平成16年10月から3ヶ月にわたり、調査チームを編成して実施した捜査費等の会計処理等に関する内部調査にかかる一切の文書、特に、①調査を実施するに至った経緯が分かるもの、②調査方法が分かるもの、③調査計画が分かるもの、④調査日時、場所、対象者、調査を行った者、立会人等が分かるもの、⑤調査のために作成したもの（アンケート、聴取した記録、その他）、⑥調査報告書について公文書の公開請求を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成17年4月25日、実施機関は、本件公開請求について、公開決定、一部公開決定及び非公開決定を行い、このうち、本件審査請求に係る一部公開決定については、条例第7条第1号、第3号及び第5号（第5号については「(4)捜査員別国費捜査費執行状況（警備第一課、H11.12年度）、(5)国費捜査費執行状況（警備第一課、H11.12年度）」を除く。）に該当することを理由に、それぞれ次の部分を公開しないこととした。

##### (1) 調査結果に関する報告書

「2 調査対象(3) 調査対象者イ内訳」欄の一部、「5 調査結果」欄における調査対象者の回答内容等の部分

##### (2) 確認状況記録一覧表

「場所」欄の一部、「被確認者」、「確認者」、「確認内容」及び「回答内容（骨子）」の各欄

##### (3) 確認状況記録

「確認場所」欄の一部、「対象者職・氏名」、「確認者職・氏名」の各欄及び「確認状況」欄の一部

##### (4) 捜査員別国費捜査費執行状況（警備第一課、H11.12年度）

「追番」、「捜査員名」、「交付月日」、「交付金額」、「執行月日」、「執行金額」、「執行種別」及び「協力者氏名」の各欄

##### (5) 国費捜査費執行状況（警備第一課、H11.12年度）

「追番」、「捜査員名」、「交付月日」、「交付金額」、「執行月日」、「執行金額」、「執行種別」、「協力者氏名」、「協力者住所」、「現金交付」、「領」、「接触費」、「領」、「交通費」、「領」、「そ

の他」、「領」、「交付場所等」及び「備考」の各欄

### 3 審査請求

平成17年5月10日、審査請求人は、上記の一部公開決定の取り消しを求めて、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、大分県公安委員会に対し審査請求をした。

### 第3 審査請求人の主張の要旨等

#### 1 審査請求の趣旨

平成17年4月25日付けの実施機関の一部公開決定を取り消すとの決定を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

##### (1) 本件公開請求の意義と非公開決定の問題点

審査請求人は、大分県警における公金の不正支出の問題に、平成12年以来継続して取り組み、具体的な内部告発等に基づいて、大分県警に対して、監査委員による監査、あるいは公平な第三機関による調査を実施するように求めてきた。しかし、大分県警は、内部調査を実施した上で、平成17年3月17日の大分県議会予算特別委員会において、不適正な事実は確認できなかった旨の答弁を行った。

このような経緯から、大分県警による内部調査が適正に行われたか否かを確認するために本件公開請求を行ったものであり、その目的は極めて公益的で、県民総意を代弁する行為といっても過言ではない。

大分県警としては、内部調査が適正に行われたというのであれば、その調査の具体的内容について、最大限公開し、県民に対して自らの調査の適正性を証明すべきであり、またそれが可能であろうはずのところ、今回の公開決定においては、調査実施要領が全部公開された以外、具体的な調査対象や調査内容はすべて黒塗りとなっており、全部非公開と等しいものである。本件のような重要な意義を持つ公開請求に対して、このような不誠実な対応をすることは、大分県情報公開条例が県民の情報公開請求権の確立を通じて実施機関の説明責任を全うし、県民の理解と信頼を深めることを目的としている趣旨を理解せず、ないがしろにする行為であって到底許されることではない。

また、本件審査請求後の平成17年7月21日、当法人に対して、捜査費の実態と内部調査が極めて杜撰な方法で行われたという内部告発の電話があった。その内容は、まず、捜査費の多くの部分が架空のものであるとのことであり、支出先の記載にプライバシーは存在しないし、日付や金額の公開によって犯罪捜査に支障が生じるということはおよそ考えられないということ、さらに、今回の内部調査においては支出先の確認や支出の必要性についての裏付け調査が行われていないということであり、これらのことから、本件非公開部分の公開は何らプライバシーの侵害や今後の捜査に対する支障の問題を生じないといえる。

##### (2) 調査結果に関する報告書、確認状況記録一覧表、確認状況記録について

ア 条例第7条第1号の該当性について

(ア) 調査実施要領によれば、調査者は警察職員であるが、調査対象者には退職者も含むとされている。

(イ) 現職者については、条例第7条第1号ハの委任を受けて、実施機関が警部補相当職以下の警察職員の職・氏名を非公開とすることを定めているが、大分県情報公開条例の趣旨・構造からすれば、その範囲を必要以上に拡張することは許されず、非公開の範囲が広きに過ぎ、違法と言わなければならない。

(ウ) 退職者については、一般の私人と同じ立場であるが、捜査費の支出に関して適正性の調査をうける立場での情報は私的領域における行為とは認められず、適正との判断結果からしても、公開が個人の権利利益を害するおそれがあるとは認められないから、条例第7条第1号本文による非公開は許されない。

(エ) また、監査請求等によって不正な捜査費を県に返還させる前段階として行われた情報公開であり、当該情報は捜査費の不正取得から県の財産を守るための情報であるから、条例第7条第1号ロの財産を保護するために公にすることが必要な情報に当たる。

(オ) さらに、協力者の氏名については大半が架空のものであり、具体的個人として識別できる氏名でない限り、個別の氏名を個人情報に該当するものと認めることはできない。

イ 条例第7条第3号の該当性について

(7) 実施機関は、公にすることにより、当該捜査員の捜査費の個別執行状況及び捜査の動向等が明らかとなり、今後の捜査に支障を及ぼすとともに犯行を容易にするなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるとの理由を掲げる。

しかし、条例第7条第3号は、「公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき、相当の理由がある情報」と規定しているものであり、単に抽象的に「おそれがある」というだけでは足りず、「おそれがある」と認めることに相当な理由がある場合、すなわち、「おそれがある」ことの客観的理由が相当程度存在するものでなければならないと解される。

したがって、旅費及び捜査費の個別の支出について、公開が犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすことの客観的理由が具体的に説明されない限り、非公開は違法というべきである。

(1) また、大半が架空の捜査費の記載をしている可能性が高いのであるから、そこから何ら捜査手法も将来の捜査活動の内容も判明しないと見る方が妥当である。

ウ 条例第7条第5号の該当性について

(7) 実施機関は、当該調査の性質上、公にすると対象者からの協力が得られなくなる、調査者に批判や誹謗中傷が集中するなど、今後同種の調査に支障を来し、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるとする。

条例第7条第5号イは「監査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ」と規定、本文では、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定されており、要件は相当絞られている。これを安易に拡大解釈して非公開範囲を拡大することは、条例の目的や原則公開の構造に反するものである。

(1) 本件公開請求に係る公文書の事務事業とは、「大分県警内部における捜査費の支出の適正性の内部調査」という事業であり、この種内部調査は定期的な監査や検査等とは異なり、問題が起きる都度行われ、調査方法もその都度異なる手法で行う方が確実と言える。したがって、その事務事業の性質からすると、公開が将来の正確な事実の把握、真相の発見を困難にするということは、およそ考えられないというべきである。

それにもかかわらず、安易に監査や検査の場合と同様の論理を掲げるだけで全面非公開というべき決定を正当化しようとしているのであり、到底認められない。

(ウ) また、実施機関は、調査対象者に対して調査結果に不満を持つ者等からの誹謗中傷が集中するなどとしているが、全く意味不明な根拠のない主張である。調査結果に不満を持つ者は、調査内容を確認したうえで、調査者に対して批判をするのであり、調査対象者に対して誹謗中傷するなどというようなことはあり得ない。

(3) 捜査員別国費捜査費執行状況、国費捜査費執行状況について

ア 条例第7条第1号の該当性について

(7) 捜査協力者の氏名等については、公金を支給されて犯罪捜査に協力することは、私的領域における行為とは認められず、犯罪捜査という公的職務に本質的に関与する行為であるから、「個人に関する情報」ということは許されない。仮に、支払先の個人名を個人情報と捉えたとしても、支払日、支払金額まで非公開にすることには全く理由がない。

(1) 捜査員の氏名等については、(2)ア(イ)で述べたと同様である。

イ 条例第7条第3号の該当性について

(7) (2)イで述べたと同様であり、実施機関において犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持等に支障を及ぼすことの客観的理由が説明されない限り、非公開は違法というべきである。

警察職員が行った捜査活動における諸実費の請求書・領収書については、一般的・抽象的に考えても、それだけで犯罪捜査の内容が推認されるようなことは考えられないのであり、個々の支出内容によって将来の捜査等に支障を及ぼすことなどは全くあり得ないのであるが、これらについてまで抽象的に支障があると主張するだけで非公開が許されることは極めて不当である。

- (イ) 仮に部外の協力者の氏名の公開が、将来の捜査等に支障を生じるおそれがあると客観的に認められる場合が部分的にあり得るとしても、支払日、支払金額、支払目的まで全部非公開とすることは、条例第8条第1項に反して違法というべきである。支払日、支払金額、支払目的だけでは、個々の支払の具体的捜査等との関係は明らかにならないのであり、条例第7条第3号を理由に全部を非公開とする理由はない。

#### 第4 実施機関の主張の要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

##### 1 条例第7条第1号の該当性について

- (1) 「調査結果に関する報告書」、「確認状況記録一覧表」及び「確認状況記録」には、調査対象者のうち、退職者については職及び氏名が、一部の調査対象者についてはその経歴等が記載されているが、これらの情報は、特定の個人を識別する情報であり、条例第7条第1号ただし書、イ、ロ、ハ、ニ及びホのいずれにも該当せず、個人情報に該当すると判断した。
- (2) 「確認状況記録一覧表」及び「確認状況記録」には、調査対象者である警察職員の階級、氏名が記載されているが、警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある職員以外のものの氏名については、条例第7条第1号ハに基づき実施機関の定める規則（大分県警察本部長が管理する公文書の公開等に関する規程（平成14年大分県警察本部告示第1号））第3条に定める警察職員であることから、個人情報に該当すると判断した。
- (3) 「捜査員別国費捜査費執行状況」及び「国費捜査費執行状況」には、協力者及び捜査員である警察職員の氏名に関する情報が記載されているが、協力者氏名については特定の個人を識別する情報であり、条例第7条第1号ただし書イ、ロ、ハ、ニ及びホのいずれにも該当せず、個人情報に該当すると判断した。
- また、警部以上の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある職員以外のものの氏名については、上記(2)と同様である。

##### 2 条例第7条第3号の該当性について

- (1) 「調査結果に関する報告書」には、捜査費を執行した特定の捜査員が識別される情報が記載されている。
- これらの情報が公になると、当該捜査等の状況が判明することはもとより、この捜査員が捜査等に携わっている事実や捜査協力者等の警察への協力の事実が明らかになるおそれがあるとともに、捜査対象者において捜査体制、当該捜査員が担当する捜査等の動向の推察が可能となり、捜査手法や将来における捜査活動及び情報収集活動に対する対抗措置が講じられるおそれのほか、捜査員や捜査協力者等の本人のみならず、その家族等にも危害が及ぶおそれがあることから、条例の公共の安全等情報に該当すると判断した。
- (2) 「確認状況記録一覧表」及び「確認状況記録」には、捜査費を執行した捜査員の所属、職、氏名及び捜査費支払金額、期間、件数が記載されている。
- これらの情報は、当該所属における捜査活動及び情報収集活動を反映したものであり、これらを公にすると、特定所属の捜査員の個別執行に係る金額、執行件数が明らかとなり、既に発生した犯罪や犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等や捜査対象者が知り得る情報などと比較・分析することにより、捜査活動及び情報収集活動の動向が明らかになるとともに、その進展状況が推察され、捜査対象者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあることから、条例の公共の安全等情報に該当すると判断した。
- (3) 「捜査員別国費捜査費執行状況」及び「国費捜査費執行状況」には、捜査員の氏名、交付年月日、執行金額、執行種別及び協力者氏名等捜査費の個別執行に関する情報が記載されている。
- これらの情報は、捜査活動及び情報収集活動の状況を費用面から具体的に表すものであり、一つの執行に関する情報それ自体が捜査等に関する情報であるばかりでなく、これを捜査対象ごとに一連のものとして精査した場合、捜査対象ごとの捜査体制、捜査方針、捜査手法、捜査の進展状況といった各種捜査等の状況を反映するものである。よって、これらを公にすると、捜査活動および情報収集活動の状況が推認され、捜査対象者が対抗措置を講じたり、また、捜査協力者等に関する情報が明らかとなり、捜査協力者等の周辺に危害が及ぶおそれがあるほか、今後の協力が得られなくなるなど、犯罪捜査等公共の安全と秩序の維持に支障が及ぶおそれがあることから、条例の公共の安全等情報に該当すると判断した。

##### 3 条例第7条第5号の該当性について

「調査結果に関する報告書」、「確認状況記録一覧表」及び「確認状況記録」には、調査対象者の所属、職、氏名、調査場所、回答状況及び調査確認者の所属、職、氏名が記載されている。これらの情報は、今回の調査に係る調査対象者及び調査確認者等を特定するとともに、それぞれの個別の調査時における具体的な回答内容を表すものであることから、いずれも下記理由により条例の事務事業情報に該当すると判断した。

(1) 調査対象者に関する情報

調査対象者の所属、職、氏名、調査場所及び個別具体的な回答内容を公にすることにより、調査対象者個人が特定されるばかりか、調査対象者に対し、部内外を問わず調査結果に不満を持つ者等からの誹謗中傷が集中することなどから、今後同種の調査において、調査対象者が、自己の回答により、自己若しくは家族への危害等をおそれ、調査事項に対する回答をちゅうちょしたり、あるいは事実と相違した回答をするといった事態になることも考えられ、支障を来すおそれがある。

(2) 調査確認者に関する情報

調査確認者に関する情報が公になると、今後同種の調査をする場合に、調査確認者に対し、部内外を問わず調査結果に不満を持つ者等からの誹謗中傷が集中することなどから、調査確認者が調査対象者から聴取した内容を事実のとおり報告することをちゅうちょするといった事態になるなど、今後同種の調査に支障を来し、正確な事実の把握を困難にするおそれがある。

## 第5 審査会の判断

### 1 本件公文書の内容及び性格について

(1) 本件調査について

大分県警察は、平成16年8月に外部から、捜査費を不適正に取得、執行しているのではないかと指摘を受け、警務部長を長とする6人体制の調査チームを編成し調査実施要領を定めた上で、同年10月から約3ヶ月をかけて警察本部警備部警備第一課における平成11年度、同12年度の捜査費に関する証拠書類の点検精査、関係者全員からの聞き取り調査を行った。これら一連の調査状況及び調査結果を取りまとめたものが、本件審査請求の対象公文書である。

一方、平成17年3月17日、平成17年第1回大分県議会定例会予算特別委員会において、警察本部警備部に所属していた幹部が関与したとされる捜査費の不適正な取得、執行事案に関する質問を受けた警察本部長が、「平成16年8月に、外部から本質問の内容と一部において同様の指摘があり、県警としては、調査チームを編成して同年10月から3ヶ月間を要し調査を行ったが、不適正な事実は確認されなかった。」と答弁した。

(2) 「調査結果に関する報告書」

本件公文書は、調査チームの責任者である警務部長が、警察本部長に対し調査結果の概要を報告したものである。

本件公文書には、調査の期間、調査対象、調査体制、調査方法、調査結果、調査結果の総括等が記載されている。

(3) 「確認状況記録一覧表」

本件公文書は、次項の「確認状況記録」に記載した各々の調査対象者からの確認結果の概要を取りまとめたものである。

本件公文書には、日時、場所、被確認者、確認者、確認内容、回答内容（骨子）が記載されている。

(4) 「確認状況記録」

本件公文書は、各々の調査対象者からの確認結果の概要を記載したものである。

本件公文書には、確認日時、確認場所、対象者職・氏名、確認者職・氏名、確認状況が記載されている。

(5) 「捜査員別国費捜査費執行状況（警備第一課、H11.12年度）」

本件公文書は、個々の捜査員に係る捜査費の個別執行の概要を記載したものである。

本件公文書には、追番、捜査員名、交付月日、交付金額、執行月日、執行金額、執行種別、協力者氏名が記載されている。

(6) 「国費捜査費執行状況（警備第一課、H11.12年度）」

本件公文書は、前項の「捜査員別国費捜査費執行状況」と同様に、個々の捜査員に係る捜査費の個別執行の概要を記載したものである。

本件公文書には、追番、捜査員名、交付月日、交付金額、執行月日、執行金額、執行種別、

協力者氏名、協力者住所、現金交付、接触費、交通費、交付場所等が記載されている。

## 2 本件処分に係る非公開事由該当性の基本的な考え方

審査会は、審査請求人及び実施機関双方から提出された書類並びに双方の意見陳述、対象公文書の実際の見分結果を踏まえ、審査請求に係る内容について審議した。まず、本件処分を審査するに当たり、非公開事由ごとの基本的な考え方を以下のとおりまとめた。

### (1) 条例第7条第1号の該当性について

本号は、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人を識別できる場合はもとより、他の情報と組み合わせることにより特定の個人が識別、又は識別され得る場合も含めて、個人に関する情報は原則として公開しないことを定めたものである。そして、本号ただし書ハにより、公務員の職務遂行情報は、実施機関が定める警察職員の氏名を除き、公開しなければならないことを定めており、これを受け実施機関は、警部補以下の警察職員の氏名は公開しないと定めている。

本件対象文書には、前記1(2)から(6)に掲げた情報が記録されており、このうち実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分は、

- ア 退職者の氏名、役職、経歴及び勤務先の記載部分
- イ 警部補以下の警察職員の氏名が特定される記載部分
- ウ 協力者の氏名の記載部分

であり、これらは個人に関する情報で特定の個人を識別することができる情報であることが認められる。

これら情報は、条例第7条第1号ただし書イ、ロ、ハ、ニ、及びホのいずれにも該当せず、同号の規定する個人情報に該当することから、この部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

また、条例の委任を受けて警部補以下の警察職員の氏名を非公開とすることの適法性については、犯罪現場や取締現場において直接被疑者等と対峙し、警察権限を強制的に執行する業務の特殊性から、当該職員やその家族に対する報復等の危害が及ぶおそれがあることを理由に、警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名を非公開と定めたことも合理的で、許容される限度内のものであり、適法である。

### (2) 条例第7条第3号の該当性について

本号は、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報（以下「公共の安全等情報」という。）は公開しないことを定めたものである。そして、「公共の安全と秩序の維持」には、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行のほか、犯罪の予防・捜査に密接に関連する破壊的団体（無差別大量殺人行為を行った団体を含む。）の規制、暴力団員による不当な行為の防止、つきまとい等の規制を含み、テロ等による人の生命、身体、財産等の不法な侵害や、特定の建造物又はシステムへの不法な侵入・破壊を防止するなどの警察活動も含んでいる。

また、「実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」とは、これら公共の安全等情報の公開・非公開の判断には、その性質上、犯罪等に関する将来予測としての専門的・技術的判断を要することから、実施機関の第一次的な判断を尊重し、その判断が合理性を持つ判断として許容される限度内のものであるか否かについて審理、判断するとの趣旨である。

本件対象文書に記載された情報のうち、実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分は、

- ア 特定の捜査員が識別される記載部分
- イ 捜査費の支払い金額、期間、件数の記載部分
- ウ 捜査費の個別執行の記載部分

であるが、これらの情報が公になった場合の支障の有無について次のとおり判断した。

#### ア 特定の捜査員が識別される記載部分

当該記載部分を公にした場合、当該捜査員が捜査等に携わっている事実が明らかになるおそれがあるとともに、捜査対象者等において、当該捜査員が担当する捜査等の動向の推察が可能となり、捜査手法や将来における捜査活動等に対する対抗措置が講じられるおそれのほか、捜査員本人のみならず、その家族にも危害が及ぶおそれがあると認められる。

#### イ 捜査費の支払い金額、期間、件数の記載部分

当該記載部分を公にした場合、捜査員の個別執行に係る金額、執行件数が明らかとなり、過去に発生した犯罪や犯罪が伏在している可能性のある事案に関する報道等、捜査対象者が知り得る情報と比較・分析することにより、捜査活動等の動向が明らかになるとともに、そ



の進展状況が推察され捜査対象者が逃亡や証拠隠滅等の対抗措置を講じるおそれがあると認められる。

ウ 捜査費の個別執行の記載部分

まず、今回の実施機関の行った処分決定においては、捜査費に関する捜査員等の回答であることを理由に、一律に全体を公共の安全等情報に該当するとして非公開としている傾向が窺われる。しかし、実施機関が行う公開の可否の判断においては、犯罪捜査に関する情報であっても、捜査員等の回答内容を個別に吟味し、捜査への支障の有無を的確に検証することにより非公開事由該当性を判断すべきである。

① この考え方を前提に捜査員等の回答内容をみると、捜査費の個別執行について回答した部分は、捜査活動等の状況を費用面から具体的に表すものであることから、これらを公にした場合、捜査活動等の状況が推認され、捜査対象者が対抗措置を講じたり、また、捜査協力者等に関する情報が明らかとなり、捜査協力者等の身辺に危害が及ぶおそれがあるほか、今後の協力が得られなくなるおそれがあると認められる。

② 一方で、捜査費の支出に関する一般的な手順や捜査費の執行状況が適正に行われたことについて回答した部分は、当然行うことが想定される職務行為に関する内容であることから、これを公にしたとしても今後の捜査活動に支障を及ぼすとは認められない。

(3) 条例第7条第5号の該当性について

本号は、公にすることにより、事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる情報については非公開とすることを定めたものである。そして、例示的に同号イからホまでに監査、検査、取締り等に係る事務事業を掲げ、同種のもが反復されるような性質の事務事業であって、ある個別の事務事業に関する情報を公開すると、将来の同種の事務事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものなどを非公開とすることを規定している。

本件対象文書に記載された情報のうち、実施機関が本号に該当するとして非公開とした部分は、

ア 調査対象者の記載部分、あるいは調査対象者が推認される記載部分

イ 調査確認者の記載部分

ウ 調査対象者の回答内容の記載部分

であるが、これらの情報が公になった場合の支障の有無について次のとおり判断した。

ア 調査対象者の記載部分、あるいは調査対象者が推認される記載部分

実施機関は、本件対象文書の発生原因たる調査は、様々な制約の下で、正確な事実を確認するとの目的で実施されたものであり、調査対象者に関する情報は調査の性質上極めて重要であるとしている。

一般的に、何らかの問題が生じ事実関係を解明するため関係者に対して調査を行う場合、個々の調査対象者名やその回答内容の対外的な公表を前提とせず、対象者の任意の協力を得て実施したものであれば、仮に調査対象者が識別できる情報を公にした場合、今後の同種の調査への協力をちゅうちょしたり、虚偽ないし極めて抽象的な回答を行うなどの影響が出て、調査事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

イ 調査確認者の記載部分

実施機関は、今後同種の調査を行う場合、調査確認者に対し、部内外を問わず調査結果に不満を持つ者等からの誹謗中傷が集中することなどから、調査確認者が調査対象者から聴取した内容を事実のとおり報告することをちゅうちょするといった事態になるなど、今後同種の調査に支障を及ぼし、正確な事実の把握を困難にするおそれがあるととしている。

しかしながら、確認者については、元々調査する立場にある者が当然の業務として捜査費の執行に関する調査を行ったに過ぎず、本来の職務の一環として適正に行った調査であれば、非難に値するものでもなく、批判に耐え得るものであると判断され、公になったとしても支障を及ぼすおそれはないと認められる。

ウ 調査対象者の回答内容の記載部分

前記アと同様に、一般的に対象者の任意の協力を得て実施するこの種の調査において、仮に回答内容をそのままの形で公にした場合、今後の同種の調査への協力をちゅうちょしたり、虚偽ないし極めて抽象的な回答を行うなどの影響が出て、調査事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。そこで、回答として記載されている内容を個々具体的に見分して、次のように、公にされた場合の事務事業への支障の有無を判断

することとなる。

- ① 調査対象者の回答内容において、発言者固有の行為や意見、心情、評価等が記載されていれば、これを公にした場合には調査機関に対する不信が生じ、将来同種の調査に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- ② 一方で、回答者の氏名等個人識別情報を非公開とした上で、単に定型的で簡易な回答内容については、これを公にしたとしても、将来同種の調査に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

### 3 本件処分に係る非公開事由該当性の個別の判断

前記2「本件処分に係る非公開事由該当性の基本的な考え方」を踏まえ、審査の対象となった公文書ごとに、非公開事由該当性について、以下のとおり個別に検討する。

#### (1) 「調査結果に関する報告書」について

本件公文書において、実施機関が非公開とした部分は、別表の「非公開とした部分」の示すとおりであるが、以下、それぞれの非公開部分ごとに検討する。

#### ア 「2 調査対象(3)調査対象者イ内訳」欄（捜査費執行の捜査員に関する記載部分）

実施機関によると、当該部分は、特定の捜査員が識別される情報が記載されており、公にすることにより、この捜査員が捜査等に携わっている事実や捜査協力者等の警察への協力の事実が明らかになるおそれがあるとともに、捜査対象者において捜査体制、当該捜査員が担当する捜査等の動向の推察が可能となり、捜査手法や将来における捜査活動等に対する対抗措置が講じられるおそれのほか、捜査員や捜査協力者等の本人のみならず、その家族にも危害が及ぶおそれがあり、条例第7条第3号に定める公共安全等情報に該当するとしている。

審査会において、当該記載部分を見分したところ、確かに特定の個人が識別される職名の警察官（当該職名の職員は1人しかいないため、特定でき得る。）に関する捜査費執行の情報が記載されているが、当該記載内容からは特定の警察官が捜査費を執行した事実が明らかになるに過ぎず、特定の捜査への関与や捜査内容、捜査手法等が明らかになるものではない。

さらに、警察官として捜査費を執行して捜査活動に携わるのは当然の職務行為であり、当該職員が捜査費を執行したという情報が公になることによって実施機関の説明するような支障を及ぼすおそれがあるとは認め難い。したがって、条例第7条第3号に定める公共安全情報には該当しないと判断されることから公開すべきである。

#### イ 「5 調査結果」の文中、調査対象者の回答内容等の記載部分

実施機関によると、当該部分は、調査対象者の回答内容等に関する情報であり、公にすることにより調査対象者が特定されるだけでなく、調査対象者に対し、部内外を問わず調査結果に不満を持つ者等からの誹謗中傷が集中することなどから、今後同種の調査において、調査対象者が自己の回答により、自己若しくは家族への危害等をおそれ、調査事項に対する回答をちゅうちょしたり、あるいは事実と相違した回答をするといった事態になることも考えられること、さらに、本件公文書の発生原因たる調査は、様々な制約の下で、正確な事実を確認するとの目的で実施されたものであり、調査対象者及び調査確認者に関する情報は、調査の性質上極めて重要であることから、これを公にすることにより今後同種の調査に支障を及ぼすおそれがあり、条例第7条第5号に定める事務事業情報に該当するとしている。

審査会においては、「5 調査結果」が「(1)捜査費の執行を管理する立場にあった関係者からの聞き取り結果」と「(2)捜査費を執行した捜査員からの聞き取り結果」との、いわゆる管理者側と捜査員側との二つの立場に分けて記載されていることから、それぞれ個別に検討することとした。

#### (ア) 「(1)捜査費の執行を管理する立場にあった関係者からの聞き取り結果」における回答内容の記載部分

一般的に、何らかの問題が生じ事実関係を解明するため関係者に対して調査を行う場合、法令等に基づく調査ではなく条例第7条第5号イには該当しないが、個々の回答内容の対外的な公表を前提とせず、対象者の任意の協力を得て実施したものであれば、仮に回答書をそのままの形で公にした場合、今後の同種の調査への協力をちゅうちょしたり、虚偽ないし極めて抽象的な回答を行うなどの影響が出て、調査事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれが生じることは考えられる。

本件事案について検討する。

まず、実施機関によれば、本件調査に際し、調査対象者に対して個別の回答内容は公にしないとの趣旨を口頭で伝えたとのことであるが、一般的にこの種の調査に際し、対外的な公表の有無に関する約束は尊重されるべきものであると解する。

次に、この種の調査結果に関する公文書の公開決定に当たっては、通常の場合、調査対象者の氏名等の個人識別部分を非公開とすることにより、聞き取り結果の記載部分を公にしたとしても発言者の特定ができないことから、職員が事後の同種の調査に協力しなくなるということは考え難い。

しかしながら、本件事案においては、既に、当初実施機関が行った一部公開決定において管理職の職名を公にしていることから、職員録等により当該個人を特定することは可能であり、仮にその回答内容を公にした場合、本件調査における特定の個人の回答内容が明らかとなることに繋がる。このため、氏名等の個人識別部分が明らかであるという前提の下では、調査への支障の有無について判断が分かれ、改めて本件事案について検討を加える。

審査会において、聞き取り結果を記載した部分を見分したところ、その内容は

- ① いずれも捜査費の執行を管理する立場にある者、いわゆる管理職であれば当然行うことが想定される職務行為に関する一般的な記載であり、発言者固有の行為や意見、心情、評価等の内容は記載されていない
- ② その内容も、必要な「報告を受けた。」あるいは「報告した。」、適正に「執行した。」などと要約されている
- ③ 警察本部長が議会答弁した「不適正な事実は確認されなかった」との内容とも差異がないものである。

以上のことから、回答内容を公にすることにより、本調査における特定の個人の回答内容が明らかとなるが、当該回答部分は適正に職務を遂行したことを裏付ける内容であり回答者の職員としての立場を害する内容であるとは言い難い。さらに、管理職としては、捜査費の執行を管理する立場にあり担当部署を代表して説明責任を果たすべきと考えられ、これらを総合的に勘案すると、これが公になったからといって、今後同種の調査に支障を及ぼすことになるとは考えにくい。

したがって、当該回答内容部分は、条例第7条第5号に定める事務事業情報には該当しないと判断されることから公開すべきである。

- (イ) 「(2)捜査費を執行した捜査員からの聞き取り結果」における回答内容等の記載部分  
審査会において、当該部分を見分したところ、捜査費を執行した23人の捜査員の回答内容等を要約したもので、特定の個人毎の捜査員の発言内容が判別されるものではなく、表現方法・内容も抽象的であり、発言者固有の行為や意見、心情、評価等の内容は一切記載されていない。また、警察本部長が大分県議会において答弁した内容とも差異がなく、これを公にしたからといって実施機関が説明するような支障を及ぼすおそれがあるとは認め難い。したがって、当該回答内容部分は、条例第7条第5号に定める事務事業情報には該当しないと判断されることから公開すべきである。

## (2) 「確認状況記録一覧表」について

本件公文書において、実施機関が非公開とした部分は、別表の「非公開とした部分」の示すとおりであるが、以下、それぞれの非公開部分ごとに検討する。

### ア 「場所」欄の一部

#### ① 条例第7条第1号該当性

「場所」欄には調査対象者から聞き取りを行った場所が記載されているが、同時にこれは調査対象者の調査時点の勤務先、勤務部署に関する情報となっている。このうち、退職者の勤務先に関する情報が記載されている部分については、特定の個人を識別することができる情報である。

また、現職の警察職員のうち、警備第一課から当該部署へ異動した職員は、異動情報が掲載された新聞記事等からその氏名が特定可能である。

したがって、退職者の勤務先及び警部補以下の警察職員の勤務部署に関する情報が記載されている部分については、特定の個人を識別することができる情報で、条例第7条第1号ただし書ハの公務員職務遂行情報には該当しないものであり、その他同号ただし書のいずれにも該当しないことから、同号に定める個人情報に該当する。

#### ② 条例第7条第3号該当性

前記①記載のとおり、「場所」欄は調査対象者の調査時点の勤務先、勤務部署に関する情報であり、これを公にすることにより、警備第一課から当該部署等へ異動した職員は、異動情報が掲載された新聞記事等から特定可能で、当該捜査費を執行した捜査員が識別され、当該捜査員が捜査活動等に携わっている事実や捜査協力者等の警察への協力の事実が明らかになるおそれがある。また、調査対象者において捜査体制、当該捜査員が担当する

捜査等の動向の推察が可能となり、捜査手法や将来における捜査活動等に対する対抗措置が講じられるおそれのほか、捜査員や捜査協力者等の本人のみならず、その家族にも危害が及ぶおそれがあると認められることから、同号に定める公共の安全等情報に該当する。

③ 条例第7条第5号該当性

前記①のとおり、「場所」欄の一部には、警備第一課から異動した職員の現在の勤務部署、あるいは退職者の勤務先に関する情報があり、これらにより調査対象者を識別することが可能である。これらを公にした場合、前記2、(3)、アのとおり、今後、同種の調査が必要となった場合に正確な事実の把握に支障を及ぼすおそれがあると認められることから同号に定める事務事業情報に該当する。

以上のことから、「場所」欄の一部を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

イ 「被確認者」欄

「被確認者」欄のうち、退職者の氏名・勤務先、警部補以下の警察職員の氏名の部分については、前記2(1)のとおり、条例第7条第1号に定める個人情報に該当する。

また、同欄には、調査対象者である捜査員等の調査時点の所属、氏名、役職名が記載されているが、これは特定の捜査員が識別される情報であるので、前記2、(2)、アのとおり、条例第7条第3号に定める公共の安全等情報に該当する。

さらに、同欄は調査対象者が識別できる情報であるので、前記2、(3)、アのとおり、条例第7条第5号に定める事務事業情報に該当する。

以上のことから、「被確認者」欄に記載されている情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

ウ 「確認者」欄

「確認者」欄には、調査を行った職員の所属、職名が記載されているが、前記2、(3)、イのとおり、公になったとしても支障を及ぼすおそれはないと認められ、条例第7条第5号に定める事務事業情報に該当しない。

したがって、「確認者」欄に記載されている情報はすべて公開すべきであって、別表の2-③で「公開すべき部分」に示すとおりである。

エ 「確認内容」欄

「確認内容」欄には、主として捜査費の支払い金額、期間、件数が記載されており、前記2、(2)、イのとおり、条例第7条第3号に定める公共の安全等情報に該当することから、この部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

しかし、「確認内容」欄のうち11、12は空欄で、同欄の23、24は具体的な捜査費の支払い内容が記載されていない。この場合は、本号の該当性は認められないことから公開すべきである。

したがって、「確認内容」欄のうち、11、12、23及び24の欄に記載されている情報は公開すべきであるが、その他の部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。実施機関が非公開とした部分のうち新たに公開すべき部分は、別表の2-④で「公開すべき部分」に示すとおりである。

オ 「回答内容（骨子）」欄

審査会において本件非公開部分を見分したところ、実施機関が、捜査費に関する捜査員等の回答であることを理由に一括して公共の安全等情報あるいは事務事業情報に該当するとして非公開としていることが窺われるが、この処分は妥当性に欠け、個別内容を吟味した上で非公開事由該当性を判断すべきである。

① 条例第7条第3号該当性

「回答内容（骨子）」欄のうち11及び12には職名が記載され特定の捜査員が識別されることから前記2、(2)、アの理由により、また同欄の13及び24には捜査費の個別執行について回答した内容が記載されていることから前記2、(2)、ウ、①の理由により、それぞれこれらを公にした場合、捜査活動に支障を及ぼすと認められ、公共の安全等情報に該当することから、この部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

一方、すべての欄において、捜査費の支出に関する一般的な手順や適正な捜査費の執行状況が定型かつ簡易な内容で記載されているが、当該部分については、前記2、(2)、ウ、②の理由により公共の安全等情報に該当しないことから公開すべきである。

② 条例第7条第5号該当性

まず、「回答内容（骨子）」欄のうち11及び12には職名が記載され調査対象者が識別されるため前記2、(3)、アの理由により、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそ

れがあると認められることから、この部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

次に、前記2、(3)、ウ記載のとおり、回答として記載されている内容を個々具体的に見分して、公にされた場合の事務事業への支障の有無を判断することとなる。

審査会において当該欄の記載内容を見分したところ、一般的な職務行為あるいは捜査費の抽象的な執行状況の内容のみであり、発言者固有の行為や意見、心情、評価等は一切記載されていない。さらに、大分県議会における警察本部長の答弁内容とも差異がない上、ほぼ全員の回答内容について定型的かつ簡易なものであることから、これらが公になったとしても支障を及ぼすおそれはないと認められる。

したがって、当該欄のうち11及び12に記載された警察官の職名に係る情報を除き、事務事業情報には該当しないことから公開すべきである。

以上のことから、「回答内容（骨子）」欄のうち、11及び12に記載された警察官の職名に係る情報並びに13及び24の欄に記載された捜査費の個別執行に係る情報を非公開とした実施機関の判断は妥当であるが、他の記載部分は公開すべきである。実施機関が非公開とした部分のうち新たに公開すべき部分は、別表の2-⑤で「公開すべき部分」に示すとおりである。

### (3) 「確認状況記録」について

本件公文書において、実施機関が非公開とした部分は、別表の「非公開とした部分」の示すとおりであるが、以下、それぞれの非公開部分ごとに検討する。

#### ア 「確認場所」欄の一部

前記(2)、ア記載の「確認状況記録一覧表」の「場所」欄の一部と同様の理由により、「確認場所」欄に記載されている情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

#### イ 「対象者職・氏名」欄

前記(2)、イ記載の「確認状況記録一覧表」の「被確認者」欄と同様の理由により、「対象者職・氏名」欄に記載されている情報を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

#### ウ 「確認者・氏名」欄

前記(2)、ウ記載の「確認状況記録一覧表」の「確認者」欄と同様の理由により、「確認者・氏名」欄に記載されている情報は公開すべきである。

#### エ 「確認状況」欄の一部

審査会において本件非公開部分を見分したところ、前記(2)オ記載の「確認状況記録一覧表」の「回答内容（骨子）」欄と同様に、実施機関が、捜査費に関する捜査員等の回答であることを理由に一括して個人情報、公共の安全等情報あるいは事務事業情報に該当するとして非公開としていることが窺われるが、この処分は妥当性に欠け、個別内容を吟味した上で非公開事由該当性を判断すべきである。よって、以下のとおり確認状況の記載内容を分別し、それぞれの部分における非公開妥当性について検討する。

##### (ア) 氏名、役職、経歴等の記載部分（対象者の回答部分におけるものも含む）

氏名、役職、経歴等の記載部分のうち、退職者の氏名、役職、経歴等の記載部分及び警部補以下の警察職員の氏名の記載部分については、前記2、(1)記載のとおり、条例第7条第1号に定める個人情報に該当する。

また、氏名、役職、経歴等の記載部分のすべては、前記2、(2)、ア記載のとおり、特定の捜査員が識別され条例第7条第3号に定める公共の安全等情報に該当する。

さらに、前記2、(3)、アのとおり、調査対象者が識別できる情報であるので、条例第7条第5号に定める事務事業情報に該当する。

以上のことから、氏名、役職、経歴等の記載部分を非公開とした実施機関の判断は妥当である。

##### (イ) 対象者の「警備第一課」在任に関する記載部分

実施機関が公開した「調査実施要領」によれば、本件調査の対象所属が「警察本部警備部警備第一課」であり、調査対象者は必然的に同課員であることが判断され、条例第7条第1号に定める個人情報及び同第3号に定める公共の安全等情報並びに同第5号に定める事務事業情報のいずれにも該当しないことから公開すべきである。

##### (ウ) 確認者の質問とこれに付随する記載部分

確認者の質問等に関する記載部分については、確認者側の情報であると同時に、対象者がどのような質問を受けたかという情報でもあるが、その記載は捜査費の執行に関する調査において当然想定される質問等であり、対象者毎にほぼ定型的に、かつ極めて簡易な質問がなされており、前記2、(3)、イ記載のとおり、条例第7条第5号に定める事務事業情報に該当しないことから公開すべきである。

(エ) 捜査費の執行期間、件数、金額に関する記載部分

捜査費の執行期間、件数、金額に関する記載部分は、前記2、(2)、イ記載のとおり、条例第7条第3号に定める公共の安全等情報に該当し非公開とした実施機関の判断は妥当である。

(オ) 対象者の回答に関する記載部分

審査会において対象者の回答に関する記載部分を見分したところ、前記(2)、オ記載の「確認状況記録一覧表」の「回答内容(骨子)」欄と同様に、実施機関が、捜査費に関する捜査員等の回答であることを理由に一括して公共の安全等情報あるいは事務事業情報に該当するとして非公開としていることが窺われるが、この処分は妥当性に欠け、個別内容を吟味した上で非公開事由該当性を判断すべきである。

① 条例第7条第3号該当性

「確認状況記録」のうち、別表3-⑬、3-⑭、3-⑯には捜査費の個別執行について回答した内容が記載され、前記2、(2)、ウ、①の理由により、それぞれ、これらを公にした場合、捜査活動に支障を及ぼすと認められ公共の安全等情報に該当し非公開とした実施機関の判断は妥当である。

一方、「確認状況記録」のすべてにおいて、捜査費の支出に関する一般的な手順や適正な捜査費の執行状況が定型的かつ簡易な内容で記載されているが、当該部分については、前記2、(2)、ウ、②の理由により公共の安全等情報に該当しないことから公開すべきである。

② 条例第7条第5号該当性

条例第7条第5号該当性の有無は、前記2、(3)、ウ記載のとおり、回答として記載されている内容を個々具体的に見分して、公にされた場合の事務事業への支障の有無を判断することとなる。

審査会において、「確認状況記録」における対象者の回答に関する記載内容を見分したところ、一般的な職務行為あるいは捜査費の抽象的な執行状況の内容のみであり、発言者固有の行為や意見、心情、評価等は一切記載されていない。さらに、大分県議会における警察本部長の答弁内容とも差異がない上、ほぼ全員の回答内容について定型的かつ簡易なものであることから、これらが公になったとしても支障を及ぼすおそれはないと認められる。したがって、当該部分は事務事業情報に該当しないことから公開すべきである。

以上のことから、「確認状況記録」の対象者の回答に関する記載のうち、別表3-⑬、3-⑭、3-⑯に記載された捜査費の個別執行に係る情報を非公開とした実施機関の判断は妥当であるが、他の記載部分は公開すべきである。実施機関が非公開とした部分のうち新たに公開すべき部分は、別表の3-①から3-⑳までで「公開すべき部分」の確認状況欄として示すとおりである。

(4) 「捜査員別国費捜査費執行状況」について

本件公文書には、捜査費を執行した捜査員名、交付月日、交付金額、執行月日、執行金額、執行種別、協力者氏名等、個々具体的な個別執行に関する情報が記載されており、これらすべての記載内容は捜査活動等の状況を費用面から具体的に表すものである。

これらの情報は、前記2、(2)、ア、イ、ウ記載のとおり、条例第7条第3号に定める公共の安全等情報に該当し、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

また、警部補以下の警察職員や協力者の氏名は、前記2(1)記載のとおり、条例第7条第1号に定める個人情報にも該当する。

(5) 「国費捜査費執行状況」について

本件公文書には、捜査費を執行した捜査員名、交付月日、交付金額、執行月日、執行金額、執行種別、協力者氏名、協力者住所、現金交付、接触費、交通費、交付場所等が記載されており、これらすべての記載内容は捜査活動等の状況を費用面から具体的に表すものである。

これらについても、前記(4)と同様に条例第7条第3号に定める公共の安全等情報に該当するとともに、警部補以下の警察職員や協力者の氏名については、条例第7条第1号に定める個

人情報にも該当することから、非公開とした実施機関の判断は妥当である。

#### 4 結論

以上の理由から、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の処理経過

審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成17年 5月2 5日	第45号の諮問（平成17年度第2回審査会）
平成17年 6月2 2日	実施機関から公文書一部公開決定理由説明書の提出
平成17年 7月2 7日	審査請求人から意見書の提出
平成17年 8月2 2日	実施機関から決定理由説明書の再提出
平成17年 11月2 8日	審査請求人、実施機関双方の主張整理（平成17年度第9回審査会）
平成17年 12月2 1日	審査請求人、実施機関双方の意見陳述（平成17年度第10回審査会）
平成18年 2月2 2日	インカメラ審査（平成17年度第12回審査会）
平成18年 3月2 2日	事案審議（平成17年度第13回審査会）
平成18年 4月2 6日	事案審議（平成18年度第1回審査会）
平成18年 5月3 1日	事案審議（平成18年度第2回審査会）
平成18年 6月2 8日	答申案検討（平成18年度第3回審査会）
平成18年 7月2 6日	答申案検討（平成18年度第4回審査会）
平成18年 8月3 0日	答申の決定（平成18年度第5回審査会）

大分県情報公開・個人情報保護審査会指定委員

氏 名	職 業	備 考
麻 生 昭 一	弁 護 士	会 長
宇 野 稔	大分大学経済学部教授	会 長 代 行
財 津 功	大分県商工会議所連合会専務理事	
森 哲 也	大分合同新聞社取締役編集局長	
矢野目 真 弓	大分県地域婦人団体連合会会長	



別表

	公文書名	非公開とした部分	公開すべき部分
1	調査結果に関する報告書	○ 「2 調査対象(3) 調査対象者イ内訳」欄（捜査費執行の捜査員に関する記載部分）	○ 2 (3)イの6行目の1 3字目から8行目の最後の文字まで
		○ 「5 調査結果」の文中、調査対象者の回答内容等の記載部分	○ 5 (1)アの3行目、4行目及び6行目から9行目まで ○ 5 (1)イの3行目から9行目まで ○ 5 (1)ウの3行目から1 0行目まで ○ 5 (2)の7行目の1 9字目から8行目の1 3字目まで及び9行目の2 9字目から1 0行目の1 7字目まで
2	確認状況記録一覧表	① 「場所」欄の一部	—
		② 「被確認者」欄	—
		③ 「確認者」欄	○ すべて
		④ 「確認内容」欄	○ 1 1、1 2、2 3及び2 4のすべて
		⑤ 「回答内容（骨子）」欄	○ 1 から6のすべて ○ 7の1行目の最初の文字から7字目まで及び同行の1 0字目から2行目の最後の文字まで ○ 8から1 0のすべて ○ 1 1の1行目の5字目から4行目の最後の文字まで ○ 1 2の1行目の7字目から2行目の最後の文字まで及び3行目の5字目から4行目の最後の文字まで ○ 1 3の1行目の最初の文字から1 1字目まで ○ 1 4から2 3のすべて ○ 2 4の1行目の最初の文字から2行目の5字目まで及び4行目の2 1字目から5行目の最後の文字まで ○ 2 5のすべて ○ 2 6の1行目の最初の文字から4行目の8字目まで及び同行の1 1字目から5行目の最後の文字まで ○ 2 7のすべて
3	確認状況記録 ① ・確認日時「平成16年10月4日(月)13時25分～14時05分の間」の記録	○ 「確認場所」欄の一部	○ 「確認者職・氏名」欄のすべて ○ 「確認状況」欄の5行目、6行目及び7行目の最初の文字から3字目まで
		○ 「対象者職・氏名」欄	
		○ 「確認者職・氏名」欄	
② ・確認日時「平成16年10月4日(月)16時00分～16時50分の間」の記録	○ 「確認状況」欄の一部	○ 「確認者職・氏名」欄のすべて ○ 「確認状況」欄の2行目の6字目から最後の文字まで及び3行目の2 0字目から4行目の最後の文字まで	
③ ・確認日時「平成16年10月5日(火)9時40分		○ 「確認者職・氏名」欄のすべて ○ 「確認状況」欄の2行目の5字目から最後	

	～10時10分の間」の記録	の文字まで及び3行目の25字目から4行目の最後の文字まで
④	・確認日時「平成16年10月5日(火)10時15分～10時40分の間」の記録	<input type="radio"/> 「確認者職・氏名」欄のすべて <input type="radio"/> 「確認状況」欄の4行目及び5行目
⑤	・確認日時「平成16年10月6日(水)13時45分～14時30分の間」の記録	<input type="radio"/> 「確認者職・氏名」欄のすべて <input type="radio"/> 「確認状況」欄の5行目、6行目及び7行目
⑥	・確認日時「平成16年10月6日(水)17時45分～18時15分の間」の記録	<input type="radio"/> 「確認者職・氏名」欄のすべて <input type="radio"/> 「確認状況」欄の2行目の5字目から3行目の最後の文字まで及び4行目の15字目から5行目の最後の文字まで
⑦	・確認日時「平成16年10月15日(金)13時50分～14時20分の間」の記録	<input type="radio"/> 「確認者職・氏名」欄のすべて <input type="radio"/> 「確認状況」欄の4行目、5行目の最初の文字から7字目まで及び同行の10字目から最後の文字まで
⑧	・確認日時「平成16年10月15日(金)15時00分～15時40分の間」の記録	<input type="radio"/> 「確認者職・氏名」欄のすべて <input type="radio"/> 「確認状況」欄の4行目及び5行目
⑨	・確認日時「平成16年10月18日(月)11時10分～11時45分の間」の記録	<input type="radio"/> 「確認者職・氏名」欄のすべて <input type="radio"/> 「確認状況」欄の4行目及び5行目
⑩	・確認日時「平成16年10月18日(月)15時30分～15時55分の間」の記録	<input type="radio"/> 「確認者職・氏名」欄のすべて <input type="radio"/> 「確認状況」欄の4行目、5行目及び6行目
⑪	・確認日時「平成16年11月8日(月)13時55分～14時30分の間」の記録	<input type="radio"/> 「確認者職・氏名」欄のすべて <input type="radio"/> 「確認状況」欄の1行目の37字目から2行目の最後の文字まで及び3行目の19字目から5行目の最後の文字まで
⑫	・確認日時「平成16年11月8日(月)15時00分～15時40分の間」の記録	<input type="radio"/> 「確認者職・氏名」欄のすべて <input type="radio"/> 「確認状況」欄の2行目の20字目から最後の文字まで、3行目の27字目から4行目の最後の文字まで及び5行目の18字目から6行目の最後の文字まで
⑬	・確認日時「平成17年1月17日(月)10時35分～11時10分の間」の記録	<input type="radio"/> 「確認者職・氏名」欄のすべて <input type="radio"/> 「確認状況」欄の3行目及び4行目
⑭	・確認日時「平成17年1月17日(月)11時12分～11時37分の間」の記録	<input type="radio"/> 「確認者職・氏名」欄のすべて <input type="radio"/> 「確認状況」欄の4行目及び5行目

⑮	<p>・確認日時「平成17年1月17日(月)13時30分～14時00分の間」の記録</p>	<p>○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の4行目及び5行目</p>
⑯	<p>・確認日時「平成17年1月17日(月)16時30分～17時00分の間」の記録</p>	<p>○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の4行目及び5行目</p>
⑰	<p>・確認日時「平成17年1月18日(火)10時15分～10時45分の間」の記録</p>	<p>○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の4行目及び5行目</p>
⑱	<p>・確認日時「平成17年1月18日(火)10時47分～11時25分の間」の記録</p>	<p>○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の4行目及び5行目</p>
⑲	<p>・確認日時「平成17年1月18日(火)14時00分～14時48分の間」の記録</p>	<p>○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の4行目及び5行目</p>
⑳	<p>・確認日時「平成17年1月19日(水)10時45分～11時23分の間」の記録</p>	<p>○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の4行目及び5行目</p>
㉑	<p>・確認日時「平成17年1月19日(水)13時15分～13時50分の間」の記録</p>	<p>○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の4行目、5行目及び6行目</p>
㉒	<p>・確認日時「平成17年1月19日(水)15時05分～15時48分の間」の記録</p>	<p>○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の4行目及び5行目</p>
㉓	<p>・確認日時「平成17年1月19日(水)17時15分～17時45分の間」の記録</p>	<p>○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の2行目の10字目から11行目の最後の文字まで</p>
㉔	<p>・確認日時「平成17年1月20日(木)16時00分～16時35分の間」の記録</p>	<p>○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の3行目の31字目から4行目の最後の文字まで、9行目の最初の文字から27文字目まで、11行目の19字目から最後の文字まで、12行目の最初の文字から26字目及び14行目の12字目から最後の文字まで</p>
㉕	<p>・確認日時「平成17年1月21日(金)13時00分～13時25分の間」の記録</p>	<p>○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の4行目の最初の文字から5行目の3字目まで及び同行の16字目から7行目の最後の文字まで</p>
㉖	<p>・確認日時「平成17年1月21日(金)13時28</p>	<p>○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の3行目の13字目から最</p>

	分～14時00分の間」 の記録		後の文字まで、6行目の最初の文字から 9行目の14字目まで、同行の20字目 から10行目の最後の文字まで、11行 目の最初の文字から8字目まで及び同行 の11字目から最後の文字まで
㊦	・確認日時「平成17年 1月25日(火)16時15 分～16時40分の間」 の記録		○「確認者職・氏名」欄のすべて ○「確認状況」欄の4行目、5行目、6行目、 9行目、10行目、12行目の最初の文 字から13行目の21字目まで及び同行 の27字目から15行目の最後の文字ま で